

平成29年度
筑波大学ビジネス科学研究科
法曹専攻
(専門職学位課程)

社会人学生募集要項

出願期間【郵送のみ受付 / 持参不可】

平成28年8月18日(木)～平成28年8月24日(水) (8/24消印有効)

〔出願資格審査を要する者：平成28年7月19日(火)～平成28年7月23日(土) (7/23消印有効)〕

平成28年4月



筑波大学

University of Tsukuba

出願から入学まで【ビジネス科学研究科 法曹専攻】

Adobe Readerプラグインを有効にしていれば、詳しい情報が閲覧できます

募集要項

Webページで公開中（募集案内全体が閲覧できます。）

印刷用募集要項(PDF) 出願書類記入例(PDF) 出願書類(ダウンロード)：未修・既修・併願の別

出願資格 - ①

次のA、かつ、Bの資格を有する者

- A
- ・大学(四年制)を卒業した者
- ・大学(四年制)を平成29年3月卒業見込みの者
- ・学士の学位を取得した者
- ・高度専門士の称号を得た者
- ・教育職員免許法による一種または専修免許状を有する者(22歳以上)
- ・その他
- B
- ・社会人である者
- ・社会人経験を有する者

添付証明書等

早めに準備してください。

出願書類 - ①

本学指定の様式を入手してください。

検定料納付

出願前に納入してください。

願書提出

平成28年8月18日～24日(8/24消印有効)
注：郵送のみ受付(持参不可)
提出書類に不備があった場合は受理しません。
9. 出願期間・方法をご参照下さい

受験票・受験案内

平成28年9月6日迄に発送します。

試験日程

(書類審査：願書受理後に学内審査)

筆記[未修]：平成28年9月18日

筆記[既修]：平成28年9月22日

口述[未修・既修]：平成28年10月23日

合格発表

書類審査：平成28年9月10日

筆記[未修・既修]：平成28年10月15日

口述[未修・既修]：平成28年11月5日

入学手続書類

平成28年11月上旬頃に送付します。

入学手続

平成28年11月中旬頃

出願資格 - ②

出願資格①のAもしくはBに該当しない者、又は、出願資格①のA、かつ、Bに該当しない者

(詳しくは募集要項の「2. 出願資格」をご覧ください。)

添付証明書等

早めに準備してください。

出願書類 - ②

出願資格審査を要します。
本学指定の様式を入手してください。

出願資格審査

平成28年7月19日～23日(7/23消印有効)
注：郵送のみ受付(持参不可)

※本大学院で、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか否か、及び、社会人に準ずる者であるか否かを審査します。
提出書類に不備があった場合は受理しません。

出願資格審査に合格した者

検定料納付

合格通知後に速やかに納入し、納付を証明する書類を提出してください。
注：書類の提出は郵送のみ受付(持参不可)

受験票・受験案内

納付を証明する書類を受理した後に発送します。

出願資格を確認しよう！

本大学院に出願するためには、「2016年法科大学院全国統一適性試験」を受験していることが必要です。
詳しくは、募集要項の「2. 出願資格」をご覧ください。

募集要項〔法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）〕

アドミッションポリシー

筑波大学法科大学院は社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者を求めています。

1. 募集人員

36名

法学未修者コース（標準修業年限3年） 26名程度

法学既修者コース（標準修業年限2年） 10名程度

※ コースの別は、出願者の選択によります。

※ 受験者数その他の状況により、両コースの合格者の割合は変動することがあります。

2. 出願資格

筑波大学法科大学院〔ビジネス科学研究科法曹専攻〕（以下「本大学院」という。）は、多様なキャリアを有する法曹の養成という社会的要請に応えることを目的とする、社会人のための夜間法科大学院です。

募集枠は法学未修者コースと法学既修者コースに分かれていますが、出願資格に違いはありません。両方のコースを併願すること（以下「併願」という。）も認められます。

なお、本大学院に出願するためには、「2016年法科大学院全国統一適性試験」（以下「適性試験」という。）を受験していなければなりません。

本大学院の出願資格は、次のとおり①（出願資格審査を要しない者）と②（出願資格審査を要する者）に分かれていますので、熟読ください。

【併願について】

併願しようとする者は、第1志望を「法学既修者コース」、第2志望を「法学未修者コース」とする場合にのみ、出願することが認められます。出願の際は、「併願」と書かれた入学願書及び受験票・写真表にて出願してください。

出願資格①（出願資格審査を要しない者）

この資格で出願する者は、次の「A 学歴等について」のいずれかに該当し、かつ「B 職歴等について」の要件のいずれかを満たしていなければなりません。

なお、この資格により出願しようとする者は、本Web上、又は社会人大学院等支援室法科大学院担当（「15.問合せ先」を参照）から本大学院指定の「[出願書類一式](#)」を入手し、期間中に法科大学院担当宛てに郵送してください。郵送されたものみの受けとなります。

出願書類提出期間：平成28年8月18日（木）～8月24日（水）【8月24日の消印有効】

A 学歴等について

(1) 学校教育法第83条に規定する大学（以下「大学」という。）を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者

：日本国内の4年制大学を卒業した者及び同大学を平成29年3月卒業見込みの者。早期卒業（予定）者を含む。

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成29年3月までに学士の学位を授与される見込みの者

：大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び平成29年3月までに学士の学位を授与される見込みの者。

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成29年3月までに修了見込みの者
 : 小学校入学から大学卒業までに16年以上の課程を要する外国の大学を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者。早期卒業（予定）者を含む。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成29年3月までに修了見込みの者
 : 日本国内で小学校入学から大学卒業までに16年以上の課程を要する外国の大学が行う通信教育を受け卒業した者及び平成29年3月までに修了見込みの者。早期卒業（予定）者を含む。
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 : 指定＝テンプル大学ジャパン（教養学部、コミュニケーション・シアター学部、芸術学部、観光ビジネス学部 平成21年8月31日付「観光ビジネス学部廃止」）

天津中医薬大学中薬学院日本校（中薬課程）
 北京語言大学東京校（中国語学部中国語学科）

- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成29年3月までに修了見込みの者
 : 専修学校の専門課程の修了者で「高度専門士」の称号を付与された者及び平成29年3月までに修了見込みの者で、「高度専門士」の称号を付与される見込みの者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
 : 主な指定＝教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭、若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で、22歳に達した者など

注：外国人出願者（在留資格「永住者」を除く。）は、本大学院の教育方針により、次のいずれかの日本語試験が所定の級に達していることが必要です。出願書類とともに認定書（原本に限る。後日返却します。）を提出してください。

- 日本語能力試験（(財)日本国際教育支援協会）…… N 1（旧試験「1級」）
- J. TEST実用日本語検定（日本語検定協会）…… 特A級

B 職歴等について（社会人）

- (1) 現在社会人である者
 (2) 社会人経験を有する者（社会人であった者）

注：ここでいう「社会人」とは、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者（契約社員・嘱託社員を含む。）、又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・営んでいた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者などを指します。

出願資格②（出願資格審査を要する者）

上記「出願資格①」のA、Bのいずれか、又は両方とも要件を満たしていない者は、この「出願資格②」により出願することができます。ただし、この資格により出願しようとする者は、「出願資格審査」が必要になりますので、本Web上、又は法科大学院担当（「15. 問合せ先」を参照）から「下記の書類」と通常の「出願書類一式」（ただし、検定料の「払込用紙」は除く。）を併せて入手し、下記期間中に法科大学院担当宛てに郵送してください。郵送されたものみの受けとなります。

注：「出願資格審査」＝本大学院が「学歴等について」あるいは「職歴等について」、出願資格を有する者であるか否かを事前に審査すること。この審査が終了するまで、出願書類の受理を保留します。審査の結果が出るまでは、検定料は払い込まないでください。

- A - (1) 該当者：「出願者調書」（本大学院指定様式）
- A - (2) - ア 該当者：「出願者調書」（本大学院指定様式）
- イ 該当者：「研究歴証明書」（本大学院指定様式）
- B - (1), (2), (3) 該当者：「出願者調書」（本大学院指定様式）
 「事実を証明する書類のコピー」（様式等自由）

出願資格審査提出期間：平成28年7月19日（火）～7月23日（土）【7月23日の消印有効】

A 学歴等について

- (1) 学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

：飛び入学により大学を卒業せず大学院に入学した者。なお、大学院を修了した者は、修了証明書を提出することにより、出願資格審査が簡略化されます。

- (2) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者及び平成29年3月までに22歳に達する者

ア. 高等学校・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校、外国人学校その他の教育施設の修了者で、個人の能力の個別審査により、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者等

：上記「出願資格①（出願資格審査を要しない者）」又は下記イ. のいずれにも該当しない者

日本国内又は外国の大学を卒業していない者（在学中の者を含む。）、あるいは学校教育の課程が16年に満たない国（小学校入学から大学卒業までの教育課程が14年又は15年の国）において大学教育を修了した者で下記イ. に該当しない者は、本資格が出願資格となりますので出願資格審査を受ける必要があります。

ただし、本学又は他大学が行った出願資格審査により大学院に入学し修了した者は、修了証明書を提出する事により、出願資格審査が簡略化されます。

- イ. 外国人出願者のうち、大学教育修了までの学校教育の課程が16年に満たない国において大学教育を修了した者で、次に該当し、かつ、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

大学教育修了後、日本国内若しくは国外の大学又は大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において研究生、研究員等として相当期間(概ね1年以上とする。)研究に従事しており、22歳に達した者及び平成29年3月までに22歳に達する者

：学校教育の課程が16年に満たない国(小学校入学から大学卒業までに14年又は15年の教育課程の国)において大学教育を修了した者で、上記の研究歴がある者は、「研究歴証明書」の提出により出願資格審査が簡略化されます。

なお、「研究歴証明書」の提出が不可能な場合は、上記ア. の出願資格により出願することが可能です。

注：外国人出願者(在留資格「永住者」を除く。)は、本大学院の教育方針により、次のいずれかの日本語試験が所定の級に達していることが必要です。出願書類とともに認定書(原本に限る。後日返却します。)を提出してください。

○ 日本語能力試験（(財)日本国際教育支援協会)・・・ N 1（旧試験「1級」）

○ J. TEST実用日本語検定（日本語検定協会)・・・ 特A級

B 職歴等について（社会人に準ずる者）

- (1) アルバイト・パートタイムで働く被用者である者又は被用者であった者

※ これに該当する出願者の場合、提出された書類により、労働実態がある又はあったことについて審査します。

- (2) 入学時（平成29年4月1日）に社会人となる見込みの者

（出願資格審査期間中に、これを証明する書類を提出することが難しい場合には、事前に法科大学院担当へ申し出てください。）

- (3) 昼間働いていないが、夜間にしか通学できない特別な理由があると本大学院が認めた者

例えば、家族の中に介護を必要とする者がおり、昼間は本大学院志望者が介護しなければならないが、夜間は他に介護する方法があるため本大学院に通うことができる者などです（この例の場合、介護を必要とする者がいることを証明する書類のコピーを添付してください。）。

※ これに該当する出願者の場合、昼間働いていない理由について審査します。

出願資格の例

1. 大学（4年制）を卒業し、現在企業に勤務している者 → 出願資格審査：不要
→ 出願資格①-A-(1) / 出願資格①-B-(1)
2. 専門学校を卒業し、過去に企業に勤務したことのある者 → 出願資格審査：要
→ 出願資格②-A-(2)-ア / 出願資格①-B-(1)
3. 大学（4年制）を卒業し、アルバイト（パート）に従事している者 → 出願資格審査：要
→ 出願資格①-A-(1) / 出願資格②-B-(1)
4. 大学（4年制）を平成29年3月卒業見込みで、平成29年4月から社会人となる見込みの者 → 出願資格審査：要
→ 出願資格①-A-(1) / 出願資格②-B-(2)

3. 選抜方法

入学候補者の選抜は、日本語により以下のとおり行います。

A 法学未修者コース

- (1) 第1段階選抜：書類審査
適性試験のスコア（総合得点）により約80%の合格者を選抜し、残りの合格者は、適性試験のスコア（総合得点）と提出書類の総合評価により選抜します。
 - (2) 第2段階選抜1次試験：筆記試験（第1段階選抜合格者のみ）
筆記試験（論文試験）の点数と適性試験のスコア（総合得点）の比率を『2対1』とした評価により選抜を行います。
 - (3) 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ）
口述試験による評価と第2段階選抜1次試験の評価とを総合的に考慮して合否（合格者）を決定します。
- ※ 適性試験のスコア（総合得点）が、本大学院の設定する入学最低基準点（適性試験の総受験者の下位から15%以内）に満たない者は、不合格とします。

B 法学既修者コース

- (1) 第1段階選抜：書類審査
適性試験のスコア（総合得点）により約80%の合格者を選抜し、残りの合格者は、適性試験のスコア（総合得点）と提出書類の総合評価により選抜します。
 - (2) 第2段階選抜1次試験：筆記試験（第1段階選抜合格者のみ）
筆記試験（法律科目論文試験）の点数と適性試験のスコア（総合得点）の比率を『3対1』とした評価により選抜を行います。
 - (3) 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ）
口述試験による評価と第2段階選抜1次試験の評価とを総合的に考慮して合否（合格者）を決定します。
- ※ 適性試験のスコア（総合得点）が、本大学院の設定する入学最低基準点（適性試験の総受験者の下位から15%以内）に満たない者は、不合格とします。

【併願の場合の扱い】

併願した者が法学既修者コースに合格した場合には、法学未修者コースの試験の成績に関わらず、法学既修者コースのみを合格とします。
法学既修者コースに合格しなかった場合でも、法学未修者コースの合格基準に達していれば、これに合格することができます。

4. 試験日程・内容（第2段階選抜1次試験及び第2段階選抜2次試験）

A 法学未修者コース

	第2段階選抜1次試験	第2段階選抜2次試験	
試験日	平成28年9月18日（日）	平成28年10月23日（日）	
試験形式	筆記試験（論文試験）	口述試験	
試験時間	10:00～12:00	10:00～12:00	13:00～17:00
評価事項 （評価基準）	読解力，論理的思考力，分析力，論述能力等をみます。法律学の専門知識を問うことはありませんが，法的分野に関連する問題が出ることはあります。	個別面接によって，法曹になるための資質，高い志，熱意をみます。	

注：第2段階選抜1次試験の合格者数によっては，口述試験の時間を変更することがあります。

B 法学既修者コース

	第2段階選抜1次試験	第2段階選抜2次試験	
試験日	平成28年9月22日（木・祝）	平成28年10月23日（日）	
試験形式	筆記試験（法律科目論文試験）	口述試験	
試験時間	10:00～16:00	10:00～12:00	13:00～17:00
評価事項 （評価基準）	公法，民事法，刑事法の各分野について，専門知識を前提とした問題分析力，思考力，論述能力等をみます。	個別面接によって，法曹になるための資質，高い志，熱意をみます。	

注：第2段階選抜1次試験の合格者数によっては，口述試験の時間を変更することがあります。

注：併願の受験者が2つのコースの筆記試験にいずれも合格したときは，この者に対する口述試験は，法学未修者コースの口述試験と併せて実施します。

○ 法学既修者コース：筆記試験（法律科目論文試験）の実施方法

試験時間	試験分野及び科目	配点割合	
10:00～12:00（120分）	民事法 （民法・民事訴訟法）	民法：民事訴訟法＝3：1	4
13:00～14:30（90分）	刑事法 （刑法・刑事訴訟法）	刑法：刑事訴訟法＝2：1	3
15:00～16:00（60分）	公法 （憲法）		2

※ すべての科目において，本大学院が準備する六法〔ポケット六法（有斐閣）〕のみの参照を認めます。出題形式は，論述式とします。

※ 出題範囲：
 憲法 全範囲
 民法 全範囲
 刑法 刑法総論・刑法各論の全範囲（特別刑法を除く。）
 民事訴訟法 全範囲
 刑事訴訟法 全範囲

* 民事法と刑事法の試験は，複数の科目を同じ時間帯に実施しますが，出題及び採点は科目ごとに行います。

※ いずれか1つの科目でも，本大学院の設定する最低基準点に満たない場合（得点が配点の20%未満となった場合）には，合計得点に関係なく不合格となります。

5. 試験会場

筑波大学東京キャンパス文京校舎 東京都文京区大塚3-29-1

備考：詳細は受験票と併せて送付する「受験案内」で案内します。

6. 出願書類等の入手方法

出願者は、下記要領にて本学指定の「[出願書類一式](#)」を入手してください。

Webページからダウンロードして入手する場合 (URL: <http://www.office.otsuka.tsukuba.ac.jp/wp/>)

トップページのバナー「受験をお考えの方へ」→「法曹専攻<法科大学院>」→「[出願書類](#)」から「本Webページからダウンロードして入手する方法」を選択し、ダウンロードしてください。

注：郵便局や金融機関から入学検定料を払い込む場合は、本学所定の「払込用紙」が必要となります。「払込用紙」が必要な方は、来校又は返信用封筒同封の上、郵送により入手してください。なお、コンビニエンスストアで払い込む場合は「払込用紙」は必要ありません。

郵送により入手する場合

トップページのバナー「受験をお考えの方へ」→「法曹専攻<法科大学院>」→「[出願書類](#)」から「郵送による入手方法」を選択し、要領に従って請求してください。

東京キャンパスに来校して入手する場合

場 所： 社会人大学院等支援室教務係（東京キャンパス文京校舎3階334）

対応時間： 月曜日：13時00分～18時30分
火～土曜日：13時00分～19時00分

注：1. 日曜、祝日、年末年始及び夏季一斉休業期間は窓口対応を行っておりません。

2. 募集要項・出願書類・過去の試験問題等は本Webページで公開しており、冊子にしたものではありません。ただし、Webページを見ることができない環境にいる方のために、Webページを印刷したものを用意しています。これを希望する出願者は、「15. 問合せ先」に事前に連絡してください。

7. 特別措置

身体に障がい等があることで受験の際に特別な配慮を必要とする者は、平成28年7月28日(木)までに法科大学院担当へ申し出てください。本人の希望及び障がい等の程度により本大学院で検討し、受験に際し特別な措置を行う場合があります。

必要書類：障害者手帳(写し)・・・所持者
診断書(過去3か月以内に作成されたもの)・・・必須
受験特別措置申請書(様式任意)・・・必須
(申請書には、具体的に受験に際し希望する措置を記入してください。)

8. 検定料

30,000円

※ 併願の場合も同額です。

① 払込方法

コンビニエンスストア及びクレジットカードを利用する場合は、本学指定の払込用紙は使用せず、PCまたは携帯電話で専用サイトを利用して払い込みます。

注：払込手数料は、出願者本人の負担となります。

金融機関を利用する場合は、本学指定の払込用紙(5枚綴りの専用紙)を使用し、金融機関窓口から筑波大学の指定口座宛に払い込みます。出願書類をWeb上からダウンロードした者は、別途「払込用紙」を郵送又は来校により入手してください。

② 払込期間

平成28年8月10日(水)～平成28年8月24日(水)
(出願書類を郵送する前に払い込んでください。)

③ 払込場所

金融機関の受付窓口、コンビニエンスストア、クレジットカードで払い込んでください。

注：ATM(現金自動預払機)及びネットバンキングから払込を行うことはできません。

：コンビニエンスストアは、「ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セブン-イレブン、サークルK、サンクス」を利用することができます。

④ 払込後の取扱い

〈受付局日附印〉が押された「郵便振替払込受付証明書」(郵便局、金融機関)、又は「入学検定料・選考料取扱明細兼受領書」の「収納証明書」の部分(コンビニエンスストア)を入学願書裏面の貼付欄に貼り付けてください。

※ 検定料の返還：第1段階選抜(書類審査)で不合格となった場合、本人の申し出により、23,000円を返還いたします。返還方法は、第1段階選抜合格発表の際、不合格者に通知しますので、所定の手続きを行ってください。

コンビニエンスストア及びクレジットカードでの払込方法、金融機関での払込用紙の使用方法は以下のとおりです。

○ コンビニエンスストアの場合 (本学所定の払込用紙は使用しません。)

PC又は携帯電話で「E-支払いサイト」にアクセスし、画面の指示に従い必要事項を入力の上、支払いに必要な「番号」を取得してください。

店舗ごとの具体的な払込方法は、「筑波大学検定料払込方法」を参照してください。

○ クレジットカードの場合

PC又は携帯電話で「E-支払いサイト」にアクセスし、画面の指示に従い必要事項を入力の上、支払いしてください。

具体的な払込方法は、「筑波大学検定料払込方法」を参照してください。

○ 郵便局の場合（5枚綴りの専用紙全てを使用します。）

- ア. 本学所定の「払込用紙」が必要となります。出願書類をWeb上からダウンロードした者は、別途「払込用紙」を郵送又は来校により入手してください。
- イ. 本学所定の払込用紙各票の「払込人」欄（※印の欄）に、出願者（本人に限る。）の住所、氏名（英字・漢字ともに必ずフリガナを付す。）及び電話番号を黒又は青のボールペンで正確に記入してください。
- ウ. 「郵便振替払込金受領証」及び「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、「受付局日附印」が押されていることを確認してください。

○ 郵便局以外の金融機関の場合（5枚綴りの専用紙の右側3枚のみを使用します。）

- ア. 本学所定の「払込用紙」が必要となります。出願書類をWeb上からダウンロードした者は、別途「払込用紙」を郵送又は来校により入手してください。
- イ. 本学所定の払込用紙の右側3枚の用紙（「振込依頼書」「振込金（兼手数料）受領書」「郵便振替払込受付証明書」）全てに所要事項を記入してください。
- ウ. 各票の「払込人」欄（※印の欄）に、出願者（本人に限る。）の住所、氏名（英字・漢字ともに必ずフリガナを付す。）及び電話番号を黒又は青のボールペンで正確に記入してください。
- エ. 各票の「振込先」欄に、三菱東京UFJ銀行又は常陽銀行のいずれかの銀行名、支店名、口座番号を記入してください。（払込用紙の裏面を参照してください。）
- オ. 「振込金（兼手数料）受領書」及び「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、「受付局日附印」が押されていることを確認してください。

9. 出願期間・方法

志願者は、本学指定の「出願書類一式」及び「添付証明書等」を取りそろえ、検定料を払い込み後、下記期間中に提出してください。ただし、出願資格②で出願する者は、検定料は「出願資格審査」に合格した後に払い込んでください。

なお、提出（郵送<書留>）にあたっては、本学所定の「宛名シート」に所要事項を記入し、提出する封筒に貼り付けてください。**持参は一切受け付けません**ので、ご了承ください。

出願書類提出期間

：平成28年8月18日（木）～8月24日（水）【8月24日の消印有効】《郵送のみ受付》

出願資格審査提出期間

：平成28年7月19日（火）～7月23日（土）【7月23日の消印有効】《郵送のみ受付》

10. 受験票（第1段階選抜）等

出願書類を受理したときは、平成28年9月6日（火）までに、受験票（第1段階選抜）等を発送します。

11. 合格発表

第1段階選抜：書類審査	平成28年	9月	10日（土）	15時
第2段階選抜1次試験：筆記試験	平成28年	10月	15日（土）	15時
第2段階選抜2次試験：口述試験	平成28年	11月	5日（土）	15時

合格者の受験番号を、筑波大学東京キャンパス文京校舎屋外掲示板に掲示及びWebページで発表するとともに、合格者には合格通知書を本人宛に送付します。なお、掲示の期間及びWebでの発表期間は一週間とします。

注：不合格者（第1段階選抜は除く。）及び試験欠席者に対する通知は行いません。

なお、合格者の状況によっては、2次募集を行うことがあります。

12. 追加合格

入学手続者の状況によっては、追加合格を認めることがあります。追加合格候補者には、合格発表と同時に、その旨を郵便で通知します。その後、追加合格が認められた者には、入学願書に記載された連絡先へ電話により直接連絡します。

13. 入学手続

(1) 入学手続に必要な書類については、平成28年11月上旬に合格者宛に送付します。

(2) 入学にあたっては所定の入学料を納付することになります。

※ 平成28年度参考 入学料 282,000円

注：1. 入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな学生納付金額が適用されます。

2. 入学手続完了者が平成29年3月31日までに入学を辞退した場合でも、入学料は返還しません。

3. 授業料は入学後、口座振替により前期分と後期分をそれぞれ納付することになりますので、入学手続時に所定の手続をしていただきます。

※ (参考)平成28年度授業料 前期分 402,000円 (年額 804,000円)

(3) 長期履修の制度を希望する場合

勤務等の都合により、標準修業年限の3年間(既修者については2年間)では、修了が困難と見込まれる場合には、申請に基づき大学が審査のうえ、4年間の長期履修(既修者については3年間)が認められます。詳しくは、入学手続書類に同封する案内を参照してください。

14. その他

(1) 出願書類に不備がある場合には受理しませんので、十分留意してください。

(2) 出願後、出願書類の記載事項の変更は認めませんので、十分確認の上、提出してください。

(3) 他大学又は本学の他の研究科・専攻に重複して在籍することはできません。

(4) 受験の際には、受験票を必ず持参してください。

(5) 受験のための宿舎、旅館等のあっせんは行いません。

(6) 可否の問合せには、いかなる事情があっても応じません。

(7) 受験についての詳細は、「受験案内」(受験票と併せて送付します。)を参照してください。

15. 問合せ先・入学願書等請求先・入学願書等提出先

〒112-0012 東京都文京区大塚3-29-1
筑波大学 社会人大学院等支援室 法科大学院担当

出願資格①－A－(7) 該当者 「文部科学大臣の指定した者」

大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により、大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者
- ② 旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者
- ③ 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限1年以上の研究科を修了した者
- ④ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下同じ。）5年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限4年以上の専門学校を卒業し修業年限4年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者
- ⑤ 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
- ⑥ 独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による水産大学校（旧農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）、旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校を含む。）を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所を卒業した者を含む。）
- ⑦ 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）による海上保安大学校（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年法律第78号）による改正前の海上保安庁法（昭和23年法律第28号）及び旧運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者
- ⑧ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）
- ⑨ 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和24年法律第157号）及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者
- ⑩ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達した者
- ⑪ 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者
- ⑫ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者

注：上記①～⑫の資格により出願する場合には、当該資格に関する証明が必要です。

例：⑩該当者＝教育職員免許状の写し

「適性試験点数等調書」の記入上の注意

① 適性試験の成績

「法科大学院全国統一適性試験」のスコア（総合得点）を記入してください。
本大学院に出願するためには、今年実施の「法科大学院全国統一適性試験」を受験していなければなりません。
「成績証明カード」は、開封しないまま「適性試験点数等調書」にクリップ止めのうえ、提出してください（「第4部 表現力を測る問題の解答用紙（写）」を添付する必要はありません。）。

② 学部の成績

学部の「成績証明書」又は「学位授与に係る証明書」を提出してください。
（注）学部の成績は記入する必要はありません（記入欄はありません。）。

③ 顕著な語学資格等

例えば、以下のような資格が該当します。なお、出願者が国籍を有する国の言語に係るものは除きます。

TOEFL[TOEFL-ITPを除く]600点(PBT), 100点(iBT)以上 【2年以内に限る】

TOEIC[TOEIC-IPを除く]860点以上 【2年以内に限る】

実用英語技能検定試験 1級

ケンブリッジ英検CPE

IELTS(International English Language Testing System)7.5以上 【2年以内に限る】

国際連合公用語英語検定試験A級又は特A級

ドイツ語技能検定試験 1級

ドイツ語上級統一試験(ZOP)

実用フランス語技能検定試験 1級

パリ商工会議所TEFレベル6

スペイン語技能検定 1級

スペイン語検定試験 DELE(Diplomas de Espanol como Lengua Extranjera)上級

④ 資格等

国家資格・各種試験（特に高く評価される資格としては、例えば、公認会計士、弁理士、司法書士、医師、技術士などが挙げられますが、評価される資格はこれらに限られません。）、学位（修士以上の学位を有する場合には記入してください。なお、学位記のコピー又は修了証明書を添付してください。）、司法試験及び司法試験予備試験の択一試験・論文試験の成績、日弁連法務研究財団及び商事法務研究会が主催した法学検定試験・法学既修者試験の成績等、自らの学修の成果を示すものを、「資格等」として記入することが認められます。

ただし、司法試験及び司法試験予備試験の択一試験・論文試験の成績、日弁連法務研究財団及び商事法務研究会が主催した法学検定試験・法学既修者試験の成績等、法律に関する学修の成果を示すものは、法学既修者コースの入学選抜においてのみ考慮されます。

出 願 書 類〔法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）〕

出願書類一式【本学指定様式】

書 類 等		該 当 者	摘 要
1	入 学 願 書 学 歴 調 書	全 員	「 記入例 」(PDF)を参照の上、所要事項を記入してください。 ※ 取得学位も忘れずに記入してください。
2	職 歴 調 書	全 員	現在までの職歴を記入してください。なお、それぞれの記載事実を証明する書類等（コピー可。）を必ず添付してください。
3	適性試験点数等調書	全 員	「 記入例 」(PDF)を参照の上、所要事項を記入してください。なお、適性試験点数等調書の①～④のそれぞれの記載事実を証明する書類等（原則としてコピー可。ただし、①・②の証明書類は原本に限る。）を必ず添付してください。 ※ 記入上の注意は こちら
4	受 験 票 写 真 票 机 上 受 験 票	全 員	所要事項を記入し、写真を貼り付けてください。 写真：出願前3か月以内に撮影した無帽上半身正面(縦6cm×横5cm) 注：受験票と写真票の写真は同一のものを貼り付けてください。
5	検 定 料	全 員	本学指定の口座宛に払い込んだ後、「郵便振替払込受付証明書」又は「収納証明書」を入学願書裏面の貼付欄に貼り付けてください。 ※ 詳細は こちら
6	封筒A(長形3号) 及び 宛名シート	全 員	【第1段階選抜「受験票」等送付用】 長形3号の封筒（各自で用意したもの）の表面に、所要の事項を記入した本学指定の宛名シート及び392円分の切手を貼り付けてください。
	封筒B(長形3号) 及び 宛名シート	全 員	【第1段階選抜「合否通知」送付用】 長形3号の封筒（各自で用意したもの）の表面に、所要の事項を記入した本学指定の宛名シート及び392円分の切手を貼り付けてください。
	封筒C (角形1号又は角形2号) 及び 宛名シート	該 当 者	【出願書類郵送用】〔出願資格①出願者用（資格審査を要しない者）〕 角型1号又は角型2号の封筒（各自で用意したもの）の表面に、所要の事項を記入した本学指定の宛名シートを貼り付け、出願書類すべてを封入し、これを書留速達で郵送してください。 注：郵送のみの受付となり、持参は一切受け付けません。
	封筒D (角形1号又は角形2号) 及び 宛名シート	該 当 者	【出願書類郵送用】〔出願資格②出願者用（資格審査を要する者）〕 角形1号又は角形2号の封筒（各自で用意したもの）の表面に、所要の事項を記入した本学指定の宛名シートを貼り付け、出願書類すべてを封入し、これを書留速達で郵送してください。 注：郵送のみの受付となり、持参は一切受け付けません。
7	出 願 書 類 等 提 出 明 細 票	全 員	提出書類を確認し、本学指定の用紙に記入してください。 注：書類等に不備があった場合は受理しません。
8	出 願 者 調 書	該 当 者	出願資格②-A-(1)、②-A-(2)-ア、②-B-(1)・(2)・(3)のいずれかで出願する場合に必要な書類です。
9	研 究 歴 証 明 書	該 当 者	出願資格②-A-(2)-イで出願する外国人出願者について必要となる書類です。

出願者が各自用意する添付証明書等

書 類 等	該 当 者	摘 要
卒業（見込）証明書 及び 成績証明書	全 員	出願資格①-A-(1) (3) (4) (5)又は出願資格②-A-(2)-イで出願する者 ：出身大学（学部）長が作成したものを提出してください。
		出願資格①-A-(2)で出願する者 ：学位授与証明書及び成績証明書等の学位取得に係る証明書すべてを提出してください。
		出願資格①-A-(6)で出願する者 ：最終学歴のものを提出してください。 なお、卒業（見込）証明書に高度専門士であることが明記されていない場合は、そのことが確認できる書類（卒業証書の写し等）を併せて
		出願資格①-A-(7)で出願する者 ：最終学歴のものを提出してください。 なお、⑩⑪（ 出願資格①-A-(7)該当者「文部科学大臣の指定した者」 参照）で出願する者は、教育職員免許状（一種又は専修）の写しを併せて提出してください。
		出願資格②-A-(1)で出願する者 ：大学学部3年次までの成績証明書、退学証明書、及び飛び入学した大学院の在籍証明書を提出してください。
	出願資格②-A-(2)-アで出願する者 ：最終学歴のものを提出してください。	
※ 出願時に発行から 3か月以内のものを 提出してください。	該 当 者	成績証明書の成績欄に編入学等により認定されている科目がある場合には、認定の基となった学校の成績証明書も併せて提出してください。
	改姓した者	婚姻等で出願時の姓と証明書の姓が異なる場合には、それに関する証明書（戸籍個人事項証明書「戸籍抄本」等）も併せて提出してください。
2 職歴調書の記載事実を証する書類	全 員	職歴調書のそれぞれの記載事実を証明する書類等（コピー可。）を添付してください。 例：勤務先の在職証明書、辞令・社員証・健康保険証・給与明細・名刺・職場の人事記録や本・雑誌等の掲載部分のコピー
3 適性試験点数等調書の記載事実を証する書類	全 員	適性試験点数等調書の①～④のそれぞれの記載事実を証明する書類等（コピー可。ただし、①・②の証明書類は原本に限る。）を必ず添付してください。 注1：「2」の職歴関係の証明書類と重なる場合にも、「3」の証明書類として別途提出してください。この場合、すべてコピーでも構いません。 注2：①の記載事実を証明する書類「成績証明カード」は、開封しないまま「適性試験点数等調書」にクリップ止めのうえ、提出してください。（「第4部 表現力を測る問題の解答用紙（写）」を添付する必要はありません。）
4 日本語試験認定書	外 国 人 出 願 者	外国人出願者（在留資格「永住者」を除く。）は、次のいずれかの日本語試験が指定した級に達していることが必要です。 認定書（原本に限る。後日返却します。）を提出してください。 ○ 日本語能力試験（(財)日本国際教育支援協会）N1（1級） ○ J. TEST実用日本語検定（日本語検定協会）特A級
5 外国人登録原票記載事項証明書 又は住民票の写し 又は住民票記載事項証明書	外 国 人 出 願 者	現に日本国内に在住している外国人出願者は、市区町村長の交付する外国人登録原票記載事項証明書（在留期間、在留資格が明記されているもの）を提出してください。2012年7月からの新しい在留管理制度により、在留カードの交付を受けている者は、住民票記載事項証明書（住民票の写し）（いずれも在留資格、在留期間が記載されていること。）を提出してください。

筑波大学 コンビニエンスストアでの検定料払込方法

検定料はコンビニエンスストア「セブン-イレブン」「サークルK」「サンクス」「ローソン」「ミニストップ」「ファミリーマート」で24時間いつでも払い込みが可能です。

① まずはパソコン、ケータイ、スマートフォンで事前申込み

画面の指示に従って必要事項を入力し、お支払いに必要な番号を取得。



<https://e-shiharai.net/>



※入力内容を間違えた場合は、始めからもう一度やり直し、新たな番号を取得してお支払ください。
申込み完了後に通知する支払期限内に代金を支払わなければ、入力情報は自動的にキャンセルされます。

② コンビニでお支払い

- 検定料はATMでは振込できません。必ずレジでお支払いください。
- 「検定料収納証明書」には収納印は押印されません。(コンビニ払込時には収納印は不要です)

7-Eleven
【払込票番号 (13ケタ)】

●レジにて
「インターネット支払い」と店員に伝え、プリントアウトした【払込票】を渡すか、【払込票番号】をお伝えください。
マルチコピー機は使用しません

サークルK **サンクス**
【オンライン決済番号 (11ケタ)】

カルワザ ステーション
KARUWAZA STATION

各種支払い
オンライン決済番号を入力してお支払い
【オンライン決済番号】を入力

LAWSON **MINI STOP**
【お客様番号 (11ケタ)】
【確認番号 (4ケタ)】

Loppi

各種サービスメニュー
各種代金・インターネット受付 (紫のボタン)
各種代金お支払い
マルチペイメントサービス
【お客様番号】【確認番号】を入力

FamilyMart
【お客様番号 (11ケタ)】
【確認番号 (4ケタ)】

Famiポート

代金支払い
各種代金お支払い
【お客様番号】【確認番号】を入力

- レジにて代金をお支払いください。
- その際、「入学検定料・選考料 取扱明細書」を受け取ってください。

- 端末機より「申込み控え」(レシート)が出力されますので、30分以内にレジでお支払いください。
- その際、「入学検定料・選考料 取扱明細書」を受け取ってください。
※画面ボタンのデザイン等は、予告なく変更される場合があります。

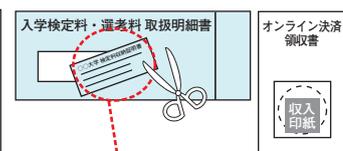
③ 出 願

「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書の所定欄に貼る。

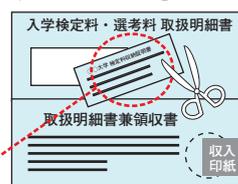
- セブン-イレブン
「入学検定料・選考料 取扱明細書」の収納証明書部分を切り取る。
「チケット等払込領収書」は保管。



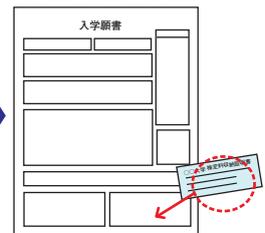
- サークルK・サンクス
「入学検定料・選考料 取扱明細書」の収納証明書部分を切り取る。
「オンライン決済領収書」は保管。



- ローソン ●ミニストップ
●ファミリーマート
「入学検定料・選考料 取扱明細書」の収納証明書部分を切り取る。
「取扱明細書兼領収書」は保管。



切り取った「収納証明書」を入学願書の所定の欄に貼付。



入学願書に貼付する「収納証明書」部分

※「収納証明書」を糊付けする際には、糊本体の注意書きに「感熱・感圧紙などを変色させる場合があります」と記載されている糊はご使用にならないでください。「収納証明書」が黒く変色する恐れがあります。

■注意事項

- 出願期間を入試要項でご確認のうえ、締切に間に合うよう十分に余裕をもってお支払いください。
- 一度お支払いされた検定料は、店頭では一切返金できませんのでご注意ください。

- 検定料の他に事務手数料が別途かかります。(全コンビニ共通)

事務手数料

検定料が3万円未満	420円
検定料が3万円以上	630円

※事務手数料は変更になる場合があります。

「検定料納入」についてのお問い合わせは、コンビニ店頭ではお応えできません。詳しくはサイトでご確認ください。

<https://e-shiharai.net/>